

浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業事業者登録等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市障がい者等移動支援事業及び日中一時支援事業実施要綱（令和2年浜田市告示第9号。以下「実施要綱」という。）第3条の規定による委託（以下「委託」という。）に係る事業者登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(事業者の登録)

第3条 委託を受けようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

(登録要件)

第4条 前条の登録（以下「事業者登録」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 移動支援事業 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により島根県知事が指定する事業者をいう。以下同じ。）のうち、法第5条第2項に規定する居宅介護の指定を受けているもの

(2) 日中一時支援事業 次のいずれかに該当する者

ア 指定障害福祉サービス事業者

イ 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15の規定により島根県知事が指定する事業者をいう。）

2 前項第1号に定めるもののほか、移動支援事業の実施に当たり、利用者（実施要綱第9条第1項に規定する利用者をいう。以下同じ。）に対して次の各号に掲げる支援を行う場合においては、あらかじめ当該各号に定める許可又は登録を受けなければならない。

(1) 車両（移動支援事業実施事業者の従業員が自ら運転するものをいう。）による輸送 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の一般旅客自動車運送事業若しくは同法第43条第1項の特定旅客自動車運送事業の許可又は同法第79条の自家用有償旅客運送の登録

(2) 喀痰吸引等業務（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）又は特定行為業務（同法附則第 20 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。） 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録喀痰吸引等業務の登録又は同法附則第 20 条第 1 項の登録

3 第 1 項第 2 号に定めるもののほか、日中一時支援事業の実施に当たっては、次に掲げる基準を満たして実施することができる体制（日中一時支援事業を実施する時間帯において、専ら当該日中一時支援事業に供するものをいう。）を有していなければならない。

(1) 日中一時支援事業を実施する施設（以下「施設」という。）には、利用者の数が 6 人までは 1 人以上の従業者を配置し、利用者の数が 6 人を超えた後の 6 人ごとに 1 人以上の従業者を加えて配置すること。

(2) 前号の規定により配置する従業者は、生活支援員、児童指導員又は保育士とすること。

(3) 施設の利用者が利用する居室部分（収納設備を除く。）の床面積は、利用者 1 人当たり、3.3 平方メートル以上を確保すること。（登録申請）

第 5 条 事業者登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業事業者登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者の指定通知書の写し

(2) 移動支援事業及び日中一時支援事業（以下「移動支援事業等」という。）の運営規程

(3) 前条第 2 項第 1 号に定める許可又は登録を証する書類の写し（同号に掲げる支援を行う場合に限る。）

(4) 前条第 2 項第 2 号に定める登録を証する書類の写し（同号に掲げる支援を行う場合に限る。）

(5) 従業者の勤務の体制及び勤務形態（日中一時支援事業に限る。）

(6) 施設の平面図及び設備の概要（日中一時支援事業に限る。）

（登録決定等）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の適否を決定し、その旨を浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業事業者登録決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するとともに、登録の決定をしたときは、浜田市障がい者等移動支援事業・

日中一時支援事業事業者登録台帳に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録した事業者と、委託の契約を締結するものとする。

(変更等の届出)

第7条 前条第1項の規定による登録の決定を受けた者（以下「登録者決定者」という。）は、当該決定を受けた事項（第5条各号に掲げる書類に記載された事項を含む。）を変更したとき、又は移動支援事業等を廃止し、若しくは休止するときは、浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業事業者登録変更・廃止届出書（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 不正の手段により事業者登録を受けたとき。
- (3) 次条の規定による委託料の請求に関し不正があったとき。
- (4) 第10条第1項の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) その他移動支援事業等を実施することが不相当であると市長が認めるとき。

(委託料)

第9条 委託料の額は、移動支援事業にあつては実施要綱別表第2に、日中一時支援事業にあつては実施要綱別表第3に掲げる利用者負担金の額に10を乗じて得た額から、実施要綱第14条に規定する利用者負担金の額を控除した額とする。

- 2 委託料の支払いは月払いとし、第6条第2項の規定により契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、移動支援事業等を実施した月の翌月10日までに、浜田市障がい者移動支援事業・日中一時支援事業請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業給付費明細書（様式第5号）
- (2) 浜田市障がい者等移動支援事業・日中一時支援事業サービス提供実績記録票（様式第6号）

(報告等)

第 10 条 市長は、移動支援事業等の実施状況に関して必要があると認めるときは、受託者に対し、報告若しくは文書等の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 事業者登録及びこれに関し必要なその他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。